

社会福祉法人良友会 役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人良友会（以下「法人」と言う）の役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬は、理事、監事、評議員の出席回数に対し次のとおりにする。

理事、監事	1回	5,000円
評議員	1回	4,000円

(費用弁償)

第3条 役員等が理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために出張した時は、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 役員が研修会又は会議（理事会、評議員会を除く）に出席する為、出張した場合、次のとおりとする。

日当	1日	2,000円
宿泊料	1泊	12,000円

(公表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成16年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成26年10月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。